

豊中市上下水道局有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の有形又は無形の資産を有料広告（以下「広告」という。）の媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 上下水道局資産への広告掲載は、民間企業等との協働により上下水道局の新たな財源を確保するとともに、お客さまサービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第3条 広告を掲載する媒体は、次のうち広告掲載することがふさわしいとみとめられるものとする。

- (1) 上下水道局が発行する印刷物
- (2) 上下水道局が管理する施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が広告媒体として適当と認めるもの

(広告の掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、取扱わないものとする。

- (1) 法令に違反し、又は違反する恐れのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 個人の氏名広告にあたるもの
 - (6) 上下水道局が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - (7) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (9) その他上下水道局が掲載する広告として適当でないと管理者が認めるもの
- 2 前項に定めるほか、豊中市有料広告掲載基準を準用する。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置、掲載期間、予定価格等は、当該広告媒体ごとに広告媒体主管課が別途定める。

(広告掲載の募集)

第6条 広告の募集は、上下水道局から委託を受けた広告代理店を介して行う。ただし、管理者が認めるときは、直接募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、掲載しようとする広告原稿を広告代理店に提出し、広告代理店は広告原稿を管理者が指定する期日までに広告媒体主管課に提出しなければならない。

2 前項の広告原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告代理店の負担とする。

（委員会）

第8条 広告掲載内容等の審査を行うため、豊中市上下水道事業広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

3 委員長は経営部長、副委員長は技術部長、委員は経営企画課長及び広告媒体主管課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会の事務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員長が必要と認めたときは、関係者を出席させることができる。

7 委員会の庶務は、経営企画課にて行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成17年 2月 8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 3月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6年 7月 1日から実施する。